

伊方3号機差止ならず

広島地裁仮処分棄却



2017.3.30広島地裁前 15:00

事務局メンバー小坂以下4名で広島地裁に駆けつけました。残念ながら上記の結果となりました。報告集会では小坂事務局長が「私たちは広島の皆さんが1年前3月11日に仮処分申立を行ったことに勇気づけられて大分で裁判をはじめました。大分の闘いを頑張ります」と述べました。続く松山、大分、山口でそれぞれ粘り強く取り組みをすすめていきます。

裁判長は申立人である「広島の被爆者」の声をどれほどの真剣さで受け止めたのだろうか。自分たちが2度被曝したくないとの思いと同時に、若い世代を被曝させたくないという未来に向けた声を。残念無念というほかありません。

新規制基準合格は「安全」ではない

あの田中規制委員長さえ、規準に合格したからといって安全ではないとは明言しているのに、

裁判長は何と安直な判断を下したことか。判断というものではなく思考停止した、ということだ。

川内原発福岡高裁宮崎支部で示された内容を唯一の高裁判断だと持ち上げ、地裁と高裁は上下関係にあり、地裁は高裁判断を尊重しなければならないという。さらに他の地裁（松山や大分の事をさすのか）も右に倣いなさい、とまで言及しているのは実に腹立たしい言いがかりです。

裁判官たるもの原告の訴えを真摯に受け止め、自らの責任で自らの考えで判断を下すべきであり、吉岡裁判長、あなたは単なる司法行政の末端ではないはずです。上で決められたことなのだから、答はこれですと言っているに過ぎません。

大きな争点である「基準地震動」については何と、難しい議論なので「仮処分」では決めかねる、証人喚問などをふまえないと判断できないという。これではなぜ私たちが「仮処分」を申立てているのか、その切実さを全くわかっていないということです。

そして、過酷事故が起こったときの「避難計画」がまるで実効性がないにもかかわらず、まるで問題にしていないことにもただただあきれるばかりです。

ただちに控訴を決定

広島原告および弁護団はただちに控訴することを決定しました。長い闘いの一コマが始まったばかりです。一喜一憂せずに進んでいきましょう。

高裁の壁は厚かった！ 再稼働する高浜原発

3月28日高浜原発3、4号機仮処分・大阪高裁抗告審決定

関電は決定を受け、会見で「配当」実施を言い出した。何というえげつない企業でしょう。一私企業の利益のために関西圏数千万人の命と引き換えるのです。ひとたび過酷事故がおこれば、琵琶湖に放射能が降りそそげば、と想像するだけで恐ろしい。

決定の内容はほとんど見るべきものはなく、1年前の大津地裁決定の真逆の判断を示しています。まさに関電と政府に付度（ソントク）したとしか言い

ようがありません。

井戸謙一弁護団長は「原子力規制委員会の新規制基準に合格していれば安全とする決定内容であり、新規制基準に基づく新たな安全神話というよりほかありません」とコメントしました。最高裁への控訴は断念したとのこと。5月には残念ながら高浜3、4号機は約1年ぶり再稼働することになります。